

令和5年度 認定こども園・保育園入園（2号・3号認定）の申込受付について

令和5年度から認定こども園・保育園の入園を希望される方の申込受付を次のとおり行います。

認定こども園・保育園では、保護者が仕事や病気などで、日中継続的に家庭で保育ができない状態にあるお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園・保育園に入園のできる児童は、この用紙の4ページに記載してあります「認定こども園・保育園へ入園できる基準」に該当する場合のみとなります。

1. 入園受付について

入園希望日の2か月前までに申請書類を提出してください。

- ・受付場所：胎内市役所こども支援課
- ・受付日時：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

2. 入園申し込みに必要な書類

① 認定こども園・保育園入園申込書

- ・必要事項を記載漏れのないように記入してください。
- ・兄弟姉妹2人以上の児童を同時に入園申込する場合は、児童1人につき1枚の申込書を用いてください。
- ・記入にあたっては、入園する日の状況（4月以降の見込み）を記入してください。

(1) 保護者住所・氏名・電話番号

- ・電話番号は、日中でも連絡が取れる番号を記入してください。

(2) 令和4年1月1日保護者住所・転入または転居年月日

現住所と同じ場合には『同上』と記入し、令和4年1月1日以降、転入または転居した場合は年月日を記入してください。

- ・令和5年4月から令和5年8月まで入園希望の方
令和4年1月1日現在の住所を必ず記入してください。
- ・令和5年9月から令和6年3月まで入園希望の方
令和5年1月1日現在の住所を必ず記入してください。

(3) 入園を希望する認定こども園・保育園名

- ・保育を希望する方は第3希望まで記入してください。第2・第3希望の記入がない場合には市が入園する認定こども園・保育園を決定させていただく場合があります。
- ・必ずしも希望の認定こども園・保育園に入園できない場合がありますので、ご了承ください。

(4) 保育の実施を希望する期間

- ・小学校就学前までの期間の範囲内で、保育の実施を必要とする理由に該当する期間を目安として記入してください。
- ・入園日より慣らし保育が開始し、通常保育となるまで4日から1週間程度かかります。育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方は、慣らし保育期間を考慮したうえで、原則入園希望をする月の1日として開始日をご記入ください。また、入園開始日については、申請の際に聞き取りをさせていただく場合があります。
- ・これから生まれるお子さんの入園を希望する方は、育児休業終了予定日を考慮し開始日をご記入ください。出生の手続き終了後、開始日が変更となる場合がありますのでご了承ください。

(5) 課税状況閲覧同意欄

保育料算定（3歳未満児）及び副食費徴収（3歳以上児）の有無を確認するため児童に係る世帯の課税状況を閲覧することを同意いただける場合は、記名・押印してください。同意いただけない場合は、世帯員全員の課税証明を添付してください。

② 就労証明書、家庭状況申立書

「認定こども園・保育園へ入園できる基準」を参照していただき、必要書類を父、母について各1枚提出してください。（添付書類が必要な場合は、併せて提出してください。）

(1) 就労証明書

- ・ **事業主（勤務先担当者）が胎内市のホームページより「就労証明書」をダウンロードし直接入力して作成**することができます。
- ・ 「**就労証明書**」は**事業主が作成する書類**です。事業主に無断で作成し改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ・ **事業所で証明された「就労証明書」は、保護者の方も記載内容を確認**してください。
- ・ 証明事項について、担当職員が勤務先に確認することがあります。なお、記載内容（勤務時間・日数等）が実態と異なる場合、退園となることがあります。
- ・ **育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方も事業所（勤務先）の証明が必要**となります。

(2) 家庭状況申立書

家庭外労働以外の方は、保護者ご本人の状況また保育を希望する事由をなるべく詳しく記入してください。（⑤の添付書類が必要となります。）

※兄弟姉妹2人以上で同時に申し込みをする場合は、1人目（上の子）は原本、2人目以降の分は写しでも可能です。

③ 祖父母就労状況等申立書

同居している、同居していないに関わらず提出してください。

④ 教育・保育給付認定申請書

別紙「認定こども園・保育園【施設型給付費】等教育・保育給付認定申請について、（裏面）記入例」を参考にご記入いただき、入園申込書類と併せて提出してください。

⑤ 家庭状況申立書の添付必要書類

「認定こども園・保育園へ入園できる基準」を参照していただき、該当する方は以下の必要書類も併せて提出してください。

- ・ 求職活動に関する報告書（裏面あり）求職活動支援機関等利用証明書とハローワークの求職受付票の写し
- ・ 出生（予定）日が分かる書類の写し『母子手帳、妊産婦医療費助成受給者証等』
- ・ 医師の診断書
- ・ 障がい者手帳などの写し

⑥ 口座振替依頼書

- ・ 保育料及び副食費の納入にあたっては、口座振替をお願いしております。円滑な事務処理を行うため「預貯金口座振替依頼書」を入園申込書と併せて提出してください。
- ・ 通帳（1枚めくったページ）の写しの添付をお願いします。



入園申し込みに必要な書類は胎内市ホームページ（左の QR コード）よりダウンロードすることができます。

3. 入園の選考について

- ・受付期間内に申し込みのあった全児童を対象に入園基準を満たしているか等の審査を行います。
- ・定員を超えて申し込みがあった場合は、選考を行い、「保育の必要性が高い児童」から優先的に入園していただきます。これにより第2希望や第3希望の園へ移っていただくことがありますのでご了承ください。
- ・保育料及び副食費を滞納した場合、父母又は同居している祖父母の同席において納付相談を行いますので、ご理解ください。
- ・求職活動中の場合は、希望に沿えないことがあります。
- ・年度途中の入園はすぐに対応できないことがありますので、ご承知のうえ早めにご相談ください。
- ・各保育園・認定こども園において、各年齢の申し込み人数に応じて利用調整する場合があります。

4. 認定こども園・保育所入園承諾書の送付について

家庭状況などから入園基準を満たしているかを総合的に判断して入園承諾する園を決定し、入園開始日の一か月前頃に「入所承諾通知書」を送付する予定です。

5. 保育料・副食費について

・ 3歳児から5歳児

保育料については無償となります。ただし副食費及び主食費（完全給食の場合）、諸経費等負担となります。副食給食の場合、主食は各自持参となります。入園開始日の一か月前頃に「副食費決定通知書」を送付する予定です。

※副食費については、市町村民税額または多子軽減制度等により免除となる場合があります。

・ 0歳児から2歳児

利用者負担額（保育料）は、保育の必要量（標準時間または短時間）及び父母（父母の所得に応じて児童と同居している祖父母等を含む場合があります）の市町村民税額により決定します。

なお、4月から8月分までは令和4年度の市町村民税額から算出し、令和5年4月下旬頃までに「利用者負担額（保育料）決定通知書」を送付する予定です。保育料9月から3月までは令和5年度の市町村民税額で算出し決定します。

※利用者負担額（保育料）については、多子軽減制度等により減免、免除となる場合があります。

なお、0歳児から2歳児の副食費は保育料に含まれております。

6. その他

- ・令和4年1月1日現在、胎内市に住居票がなかった方について、個人番号（マイナンバー）を用いて自治体間で入園に必要な情報提供を受けることができますので、課税資料を提出する必要はありません。
- ・住民票の有無に関わらず、所得の確定申告等を行っていない方については、正確な保育料算定及び副食費徴収の有無を確認するため、所得情報が必要となりますので税担当課で申告くださるようお願いいたします。

認定こども園・保育園へ入園できる基準

認定こども園・保育園へ入園できる児童は、胎内市に住所があり、保護者（父母および祖父母等）が次のいずれかの事情にある場合です。

入園基準（保護者・家庭の状況）	入園期間（目安）	必要書類
1 家庭外労働 （外勤、育児休業中、自営、農業など）	就労している期間 （最長、小学校就学前まで）	就労証明書または 家庭状況申立書
2 家庭内労働 （内職など）		
3 母親の出産 出産のため保育ができない場合	産前2か月 産後2か月	家庭状況申立書および出生（予定） 日が分かる書類の写し 『母子手帳、妊産婦医療費助成受給者証等』
4 保護者の疾病等 病気や負傷、障害により保育ができない場合	医師の診断書等による期間	家庭状況申立書および 診断書、身体障害者手帳の写しなど
5 病人の看護・介護等 家族の病気や負傷、障害などの看護・介護のため保育ができない場合		
6 家庭の災害 火災や風水害、地震などの災害にあり、その復旧の間保育ができない場合	災害復旧に必要と見込まれる期間	家庭状況申立書および 罹災証明書など
7 その他 前各号に類する状態にあり、保育ができないと市長が認める場合（就学、求職活動中など）	就学期間	家庭状況申立書および 学生であることの証明書の写しなど
	求職活動中 （最長6か月）	家庭状況申立書および求職活動に関する報告書／求職活動支援機関等利用証明書・ハローワークの求職受付票の写し、雇用保険受給資格者証など
	生後1年に達しない児童を育児している期間	家庭状況申立書